

規制の事前評価書(要旨)

| | | | |
|----------------|---|---|-----------------|
| 政策の名称 | 悪質事業者対策その他の特定商取引分野における規制の強化 | | |
| 担当部局 | 消費者庁取引対策課 | 電話番号: 03-3507-9210 e-mail: g.torihiki_hourei@caa.go.jp | |
| 評価実施時期 | 平成28年3月 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>特定商取引法に基づく行政処分として業務停止命令を受けた会社の役員が、業務停止期間中に別の会社を立ち上げて、処分の理由となった悪質な営業行為をその別の会社においても繰り返す等の問題が生じていることから、悪質事業者対策その他の特定商取引分野における規制の強化を内容とする特定商取引に関する法律の改正を行う。</p> <p>訪問販売・通信販売等の特定商取引分野においては従前より消費者トラブルが高止まりをしている状況であり、更なる規制強化によって消費者保護や取引の適正化を図る必要性が認められる。</p> <p>今回法改正として、ファクシミリ広告規制の導入といった規制追加のほか、業務禁止命令の導入といった行政処分の実効性を向上させる制度の整備、電話勧誘販売における過量販売解除権の導入といった事業者・消費者間における消費者保護規定の充実等の内容により、消費者保護・取引の適正化の実現を図ることとする。</p> | | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | <p>特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 規制対象範囲の拡大(2条) ② 解除妨害を目的とした事実不告知規制の追加(7条その他) ③ 行政処分の実効性向上のための措置(新設、8条その他) ④ ファクシミリ広告規制の追加(新設) ⑤ 電話勧誘販売の過量販売規制の追加(新設) ⑥ 質問権限の追加(66条) | |
| 想定される代替案 | 代替案:法改正を行わずに、事業者又は業界団体による自主規制の強化を促す。 | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 | |
| | (遵守費用) | 特段の追加コストは発生しない。 | 特段の追加コストは発生しない。 |
| | (行政費用) | 現行体制で対応可能な範疇にあり、重大なコストは発生しない。 | 特段の追加コストは発生しない。 |
| (その他の社会的費用) | 消費者におけるコストは発生しない。 | 消費者におけるコストは発生しない。 | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 | |
| | 消費者被害の未然防止、消費者被害が生じた場合の被害回復、悪質事業者に対する執行の効率化、特定商取引分野の取引健全化が期待できる。 | 同種の効果を観念できるものの、自主規制を遵守するつもりのない悪質事業者による消費者被害の発生抑止に対して限定的な効果しか持たない。 | |

規制の事前評価書(要旨)

| | |
|---------------------------|---|
| 政策の名称 | 悪質事業者対策その他の特定商取引分野における規制の強化 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>本評価書では、悪質事業者対策等の実施によって消費者保護・取引の適正化を図ることについて、一定の規制等を新設する改正案と、そのような方法をとらずに事業者又は業界団体による自主規制の強化を促す案の2案を想定し、影響の比較分析を行った。</p> <p>改正案と代替案、いずれも重大なコストは生じないものの、改正案のほうが遵守費用・行政費用についてやや大きい値になることが予想される。しかし、本改正案は、特にこれまで十分な対処ができなかった悪質事業者対策という点に強い影響を及ぼすものであって消費者の利益に資する内容となっており、業界全体の健全化という便益も考慮すれば、目的とする便益を得るために是認できる費用であるものと考えられること、代替案は追加的に発生する費用は少ないと評価し得るものの、それによって十分な便益を得られるものとは言い難いことから、改正案によるほうが妥当であると判断した。</p> |
| 有識者の見解その他関連事項 | 内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会において有識者等による審議が行われ、平成27年12月報告書が公表されている。 |
| レビューを行う時期又は条件 | 平成34年頃(附則において施行後5年を目処に検討することとしている。) |
| 備考 | |